日調連発第２４８号
令和５年１１月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施について（通知）

標記について、法務省民事局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、下記の点に留意いただき、該当者へ周知していただきますようお願いします。
なお、貴会における認定申請手続に関する事務については、改めて連絡します。

記

１　本年度において認定を受ける資格を有する者は、第１３回から第１８回土地家屋調査士特別研修修了者となります。

２　第１８回土地家屋調査士特別研修の修了証明書及び成績証明書並びに標記認定に係る申請書は、12 月上旬を目途に、当連合会から修了者宛てに送付する予定です。
　なお、第１３回から第１７回の研修修了者が本年度に認定申請をする場合も、本年度の認定申請書による申込みとなりますので、当該申請の希望者がある場合は、当連合会まで連絡をお願いします。

３　手続に係る費用は、次のとおりです。
(1) 認定手数料　　４，３００円（認定申請書の提出の際に必要となります。）
(2) 登録免許税　　５，０００円（認定証書の交付の際に必要となります。）
※　合計９，３００円

法務省民二第１３０１号
令和５年１１月１０日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局長

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施について（通知）

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定については、本日付けをもって別添のとおり法務局長及び地方法務局長に通達しましたので、貴会及び各土地家屋調査士会において上記の通達の記２(1)に沿った処理がされるよう、周知方よろしくお取り計らい願います。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第１３００号
令和５年１１月１０日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施について（通達）

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定（以下「認定」という。）については、下記のとおり実施願います。

なお、本件については、本日付けをもって日本土地家屋調査士会連合会会長宛てに通知する予定ですので、申し添えます。

記

１　認定の申請資格

認定の申請を受ける資格を有する者は、土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第３条第２項第１号に規定する次の研修の課程を修了した者とする。

第１３回土地家屋調査士特別研修（平成３０年１月１５日付け法務省告示第１４号）

第１４回土地家屋調査士特別研修（令和元年６月１７日付け法務省告示第３９号）

第１５回土地家屋調査士特別研修（令和２年６月２５日付け法務省告示第９７号）

第１６回土地家屋調査士特別研修（令和３年６月１５日付け法務省告示第１１７号）

第１７回土地家屋調査士特別研修（令和４年６月１４日付け法務省告示

第１０５号）

第１８回土地家屋調査士特別研修（令和５年６月２日付け法務省告示第１３８号）

２　認定の申請手続

(1) 土地家屋調査士会における手続

ア　認定申請書の提出等

認定申請者は、令和５年１２月８日（金）から同月２１日（木）までの間に、別添様式１の用紙（Ａ）から（Ｃ）までに所要事項を記載し、同用紙（Ｂ）の所定の欄に認定手数料４，３００円分の収入印紙を貼り付けた上、特別研修の考査成績証明書（別添様式２）を添付して、自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会）に提出しなければならない。

なお、認定申請書は、あらかじめ日本土地家屋調査士会連合会から特別研修の修了者宛てに交付される予定である。

イ　申請番号の付番等

認定申請書の提出を受けた土地家屋調査士会においては、当該認定申請書に申請番号を付し、認定申請者に認定申請書（Ｃ）を交付するとともに、認定申請者が土地家屋調査士会の会員である場合には、会員に相違ないこと及び登録番号の確認を行う。

ウ　申請者名簿等の記載

認定申請書の提出を受けた土地家屋調査士会においては、認定申請書に特別研修の考査成績証明書が添付されていることの確認及び認定申請者名簿（別添様式３）への氏名、登録番号等の必要事項の記載を行う。この認定申請者名簿（同名簿を記録したＣＤ－Ｒ等の電磁的記録媒体を含む。）は、令和６年１月１１日（木）までに、各土地家屋調査士会において取りまとめた認定申請書と共に、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出しなければならない。

(2) 法務局又は地方法務局における手続

ア　認定申請書の確認

認定申請書の送付を受けた法務局又は地方法務局（以下「認定申請局」という。）は、認定申請書（Ｂ）に貼られている収入印紙の消印を行っ

た上、認定申請書の記載事項及び当該申請書に添付された特別研修の考査成績証明書を確認し、土地家屋調査士会から送付された認定申請者名簿の氏名、登録番号等の記載事項について相違ないことを確認すること。

イ　考査結果の記載

認定申請局は、土地家屋調査士会から送付された認定申請者名簿の「考査結果」欄に、認定申請書に添付された特別研修の考査成績証明書に記載された択一試験得点、記述試験得点及び合計点を記載すること。

ウ　認定申請書（A）の送付

認定申請局は、令和６年１月１６日（火）までに、認定申請書（A）を申請番号順に整理し、土地家屋調査士会から送付された認定申請者名簿と共に、親展・書留郵便により当局民事第二課長宛てに送付すること。

また、認定申請者名簿の電子データについては、別途指定する共有フォルダに格納すること（認定申請者がいない場合には、別途指定するメッセージボードに書き込む方法によりその旨を連絡すること。）。

エ　認定申請書（B）等の保管

認定申請書（B）、認定申請書に添付された特別研修の考査成績証明書は、認定申請局において保管すること。

３　認定者の発表

認定者については、当局民事第二課から認定申請局に対し、その者の申請番号及び氏名を通知するので、認定申請局においては、令和６年３月１１日（月）午後４時に、上記申請番号及び氏名を掲示して認定者の発表を行うこと。

なお、法務省においては、上記日時に、法務省ホームページに認定者の認定申請局及び申請番号を掲載する。また、上記発表後、認定者の認定申請局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

４　認定基準の公表

認定の基準については、認定者の発表に合わせて法務省ホームページに掲載して公表する予定である。

５　認定証書の交付

(1) 当局民事第二課から認定申請局宛てに認定者の認定証書を送付するので、各局においては、適宜の方法で認定者に認定証書を交付すること。

(2) 認定証書の交付に当たっては、認定者に、認定申請書（B）の空欄部分

に登録免許税として５，０００円分の領収証書又は収入印紙を貼り付けさせ、交付担当者が直ちに当該領収証書に「使用済」と記載し、収入印紙の消印を行うこと。

(3) 認定者が登録免許税を納付しない場合には、認定証書を交付した後に、認定者の住所を所轄する税務署の長に対し登録免許税未納の通知を行うこと。

6　その他

認定されなかった者には、不認定の通知はしない。

05

令和５年度　土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定

認 定 申 請 書(A)

私は、土地家屋調査士民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の認定を受けたいので、考査成績証明書を添えて申請します。

令 和　５　年　　月　　日

法 務 局 長 殿

（ふりがな）

氏　名

生年月日	大正 昭和 平成　　年　　月　　日
性　　別	□ 男　　□ 女
第(　)回土地家屋調査士特別研修を修了している	
申請法務局	申請番号※ 第　　号
登録番号	土地家屋調査士会第　　号

記入に当っての注意事項（認定申請書（A）・（B）・（C）共通）

1　黒インク（ボールペンでもよい。）で、ていねいに記入してください。
2　※印の欄には記入しないでください。該当する□の中には「レ」をつけてください。
3　数字は、算用数字を用いてください。
4　氏名及び生年月日は、戸籍に記載されているとおり、楷書で正確に記入してください。
5　日本土地家屋調査士会連合会に職名の使用を届け出ている方も、戸籍上の氏名を記入してください。
6　土地家屋調査士会に入会していない方は、「登録番号」欄の記載は不要です。
7　「申請法務局」欄には、認定申請書等の提出先である法務局の所在する都市名を「東京」「大阪」のように記入してください。
8　記入事項に間違いのないことを十分に確認した上で、提出してください。

受講番号　　号

（切りとらないこと）

05

令和５年度　土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定

認 定 申 請 書(B)

収入印紙（4,300円）を貼りつける欄

（消印はしないでください）

（ふりがな）

氏　名

生年月日	大正 昭和 平成　　年　　月　　日	
性　　別	□ 男　　□ 女	
第(　)回土地家屋調査士特別研修を修了している		
申請法務局	申請番号※ 第　　号	
登録番号	土地家屋調査士会第　　号	
連絡場所		
	郵便番号	－
	電話番号	－　　－

受講番号　　号

（切りとらないこと）

05

令和５年度　土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定

認 定 申 請 書(C)

申請法務局	氏　　名
申請番号※ 第　　号	

法務大臣が土地家屋調査士民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和６年3月11日（月曜日）の午後4時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）に掲載します。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名について、官報に公告します。

なお、認定者本人には、認定証書を交付します。

受講番号　　号

別添様式２

考査成績証明書

≪　修　了　者　氏　名　≫　殿

（第《修了回》回土地家屋調査士特別研修修了者）

あなたは第１８回土地家屋調査士特別研修において考査を受けた結果、下記の成績を得たことを証します

記

考査成績

択　一	記　述	計
点	点	点

令和５年　　月　　日

日本土地家屋調査士会連合会

会　長　　岡　田　潤一郎

受講番号：≪受講番号≫

（注）ただし、サイズはＡ５判で、専用封筒に封入されて提出される予定です。

別添様式3

令和５年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定申請者名簿

法 務 局

申請法務局	申請番号	受講回	受講番号			所属会	登録番号	氏名		性別	生年月日	考査結果※		
												択一試験	記述試験	合計
（記載例）														
東京	1	14	1	1	111	東京会	1111	民事	二子	女	昭和56年1月1日	30	60	90
	2													0
	3													0
	4													0
	5													0
	6													0
	7													0
	8													0
	9													0
	10													0
	11													0
	12													0
	13													0
	14													0
	15													0
	16													0
	17													0
	18													0
	19													0
	20													0

※印欄は法務局又は地方法務局において記載する。
※非会員（有資格者）の所属会欄及び登録番号欄は空白とする。
（土地家屋調査士法施行規則第12条第1項に基づき、住所地を管轄する法務局又は地方法務局に申請。）